

第3章 具体的な取組み

第3章 具体的な取組み

基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透

(1) 男女共同参画意識の啓発

【現状と課題】

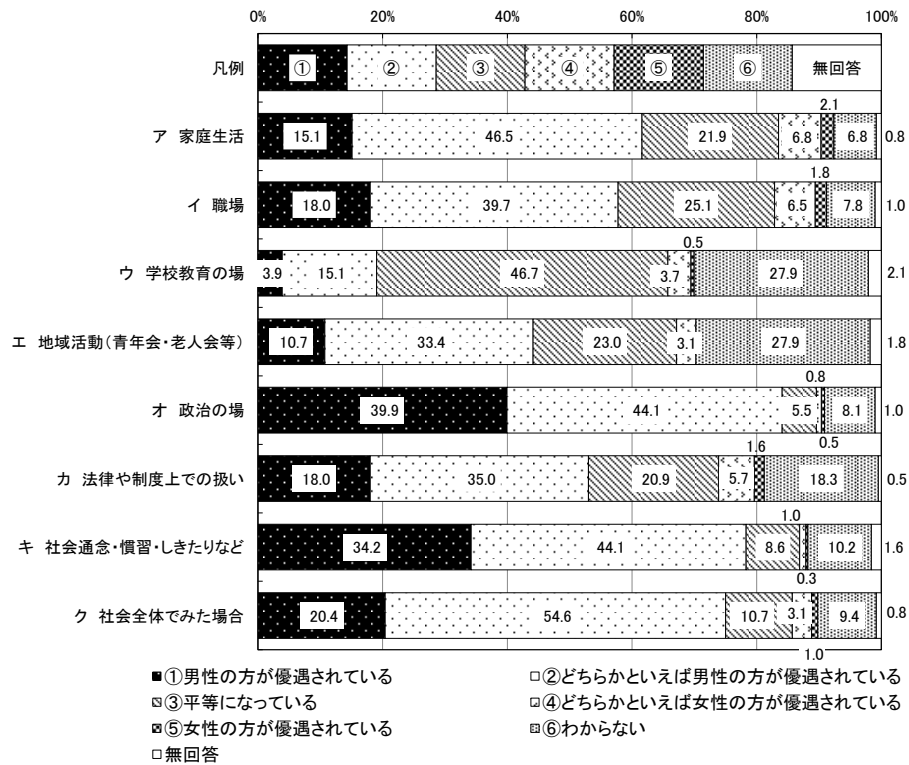
男女共同参画社会を実現していくためには、これまで男性が中心だった社会のあらゆる分野に女性も参画していくことが必要であり、将来的には性別にとらわれない社会を当たり前のものとして認識していくことが求められます。近年、女性を取り巻く環境は大きく変化し、我が国においても男女平等の理念を踏まえた法律や制度の整備が進み、ジェンダー平等に対する関心も高まっています。

この間、本市においては、「南城市男女共同参画推進条例」（2016（平成28）年11月）の制定、「南城市男女共同参画都市宣言」（2017（平成29）年2月）の実施、2018（平成30）年度に「第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～」策定等に取り組んできました。

ただ、本計画改定に際して実施した市民意識調査結果では、男女共同参画に関する本市の計画や条例、宣言に対する認知度は低いという結果がみられました。また、「男は仕事が第一、女は家庭が第一」という考え方について、「まったくそうは思わない」の回答が6割弱（58.2%）と高く、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が薄れつつある一方で、家庭や社会に目を向けると、男女の地位の平等感で『平等』という回答が半数を上回ったのは1つもなく、すべての項目において男性の方が優遇されているという回答が多くなっています。

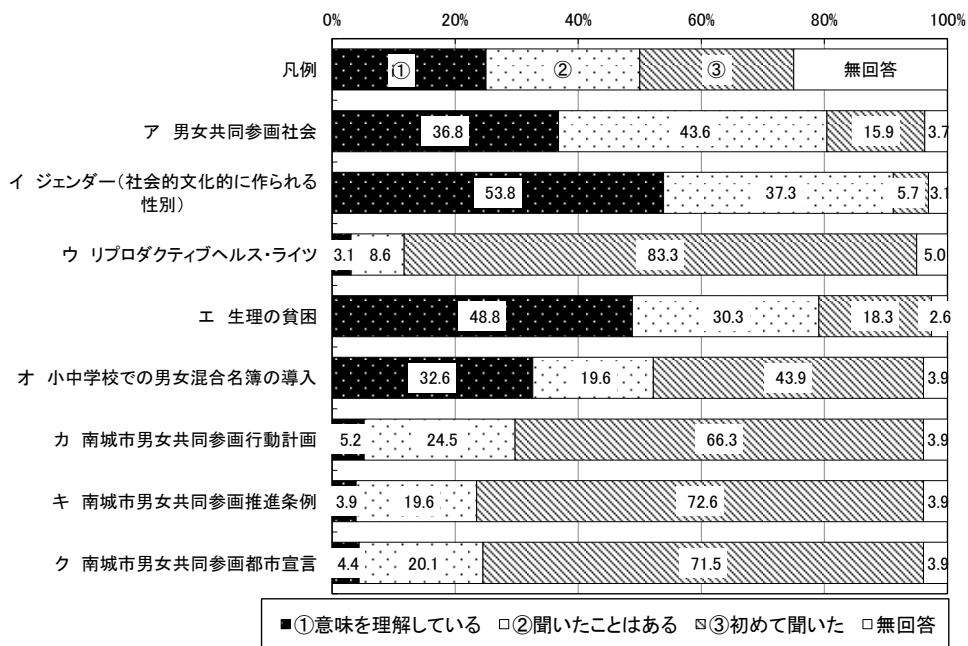
そのため、「南城市男女共同参画行動計画」、「南城市男女共同参画推進条例」及び「南城市男女共同参画都市宣言」の周知とあわせ、改めて本市が目指す男女共同参画のまちの姿や理念、その意義等について、市民等と協働のもと周知・啓発を行います。すべての市民に意識が浸透するよう、様々な機会を通じて意識啓発を行うとともに、学習機会の充実を図る必要があります。

問2 各分野における男女の地位の平等感



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

問35 男女共同参画に関する言葉の認知度



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

具体的な取組みの内容

No.	事業の内容	担当部署
1.	<p>なんじょう四間切輝きプラン及び条例、宣言等の周知</p> <p>男女共同参画週間等におけるパネル展や「なんじょう輝きフェスタ」などを通じて、なんじょう四間切輝きプラン、南城市男女共同参画推進条例、南城市男女共同参画都市宣言などについて市民に周知することで、本市における男女共同参画に関する取組みへの理解を促進します。</p>	まちづくり推進課
2.	<p>男女共同参画に関する情報収集・発信の充実</p> <p>「広報なんじょう」や市ホームページ等を通じて、男女共同参画に関するイベント情報や特集等を発信することで、男女共同参画の取組みに対する市民の関心を高めます。</p> <p>また、国内だけでなく男女共同参画に関する国際的な動向についても情報収集に努め、広報等で先進事例などを紹介します。</p>	まちづくり推進課
3.	<p>男女共同参画に関する資料及び図書の収集・活用</p> <p>市立図書館における男女共同参画に関する資料及び図書の収集に努め、男女共同参画週間等にあわせて関連書籍を展示するなど、市民による資料や図書の活用を促進します。</p>	生涯学習課 まちづくり推進課
4.	<p>各種講座における男女共同参画に関連する学習機会の確保</p> <p>生涯学習関連の講座などにおいて、男女共同参画や女性のエンパワメントなどを学ぶ機会を確保します。</p>	生涯学習課
5.	<p>各種団体との連携による男女共同参画意識の普及</p> <p>地域で活動している各種団体（青年連合会、老人クラブ連合会、商工会女性部、女性会、PTA連合会、農漁村生活研究会等）へ男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画の視点から活動を取り組んでいただけるよう働きかけます。「女性の翼」、「推進委員会」とも協働し、住民意見を反映した男女共同参画の視点での意識啓発活動を行うとともに、「推進委員会」の活性化を支援します。</p>	まちづくり推進課 産業振興課 観光商工課

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた次世代の意識啓発

【現状と課題】

私たちの家庭生活や地域行事、職場等の日常生活における場面では、未だに「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が根付いていることが多くあります。女性も男性と同様に働くことが一般的となった今日でも、家庭での役割は女性に偏っています。本市で行った市民意識調査（2022（令和4）年度）によると、男性の正規職員で平日の家事時間が6時間以上と回答したのは約3%に留まるのに対し、女性の正規職員では20%を超えており、女性のほうがより長い時間家事を担っている状況がみられます。

こうした固定的な性別役割分担は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して知らず知らずのうちに身につくことが多く、性別に関わりなくそれぞれの個性を活かし、社会的に自立していく社会の形成の妨げになる可能性もあります。本市の中学生意識調査（2022（令和4）年度）の結果からは、家庭内での役割について「男女どちらでもよい」とする回答が大半を占める一方で、家事や子育てについては「女性がする方がよい」という回答が、生活を支える仕事については「男性がする方がよい」という回答が比較的多くみられました。

このような状況を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の見直しを図っていくためにも、幼い頃からの教育や子どもから高齢者までの幅広い市民のライフステージに対応した社会教育、関係団体と連携した意識の啓発等を進めていく必要があります。また、学校教育においてはあらゆる他者を価値のある存在として尊重する人権教育を実施し、教職員向けにも男女共同参画を目的とした学習機会の確保を図る必要があります。

■性別・正規職員の平日の家事時間

		合計	30分以下	1時間程度	2時間～5時間	6時間～8時間	9時間以上	無回答
男性	正規職員	76	14	24	34	1	1	2
		100.0%	18.4%	31.6%	44.7%	1.3%	1.3%	2.6%
女性	正規職員	79	4	15	40	11	6	3
		100.0%	5.1%	19.0%	50.6%	13.9%	7.6%	3.8%

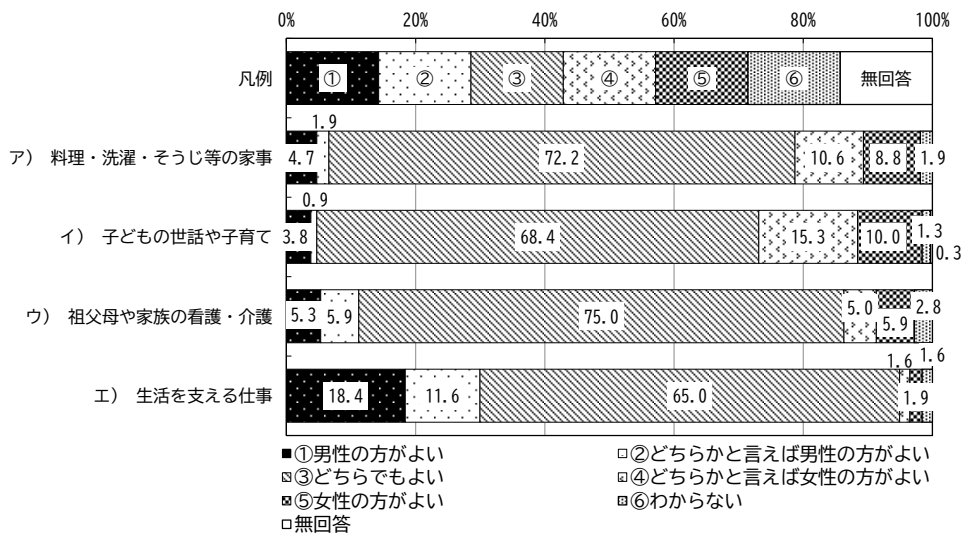
出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■性別・正規職員の休日の家事時間

		合計	30分以下	1時間程度	2時間～5時間	6時間～8時間	9時間以上	無回答
男性	正規職員	76	3	9	43	8	9	4
		100.0%	3.9%	11.8%	56.6%	10.5%	11.8%	5.3%
女性	正規職員	79	2	8	33	7	25	4
		100.0%	2.5%	10.1%	41.8%	8.9%	31.6%	5.1%

出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

問7 男女どちらがやったほうがよいと思うか



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する中学生意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業の内容	担当部署
6.	<p>教育現場における男女共同参画教育の推進</p> <p>各学校において学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動等の教科などを通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が家庭においても協力することの重要性について、男女共同参画の視点に立った適切な指導を展開するように努めます。</p> <p>また、これまで理工系分野への女子生徒の進学・就職が低い水準に留まってきたことも踏まえ、子どもたちに対して、広い視点に立ち進路や職業が選択できる能力を育むとともに、個人の能力や特性を重視した進路指導等を行います。</p>	教育指導課
7.	<p>教員等に対する研修の実施</p> <p>保育士や教員等が、性差などに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を自覚し認識を改めるとともに、人権や男女平等の教育、DV等に関する理解や知識を深めることができるよう、（独立行政法人）国立女性教育会館などが実施する研修の周知や独立行政法人教職員支援機構の研修用教材の紹介などによる、研修機会の確保に努めます。</p>	教育指導課 こども相談課
8.	<p>P T Aと連携した研修開催の促進</p> <p>家庭における、性差などに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を減らしていくために、P T A活動の一環として開催される家庭教育に関する研修会等で、男女共同参画についても取り上げてもらえるよう情報提供や働きかけを行います。</p>	まちづくり推進課 生涯学習課

基本方針2 誰もが個性と能力を発揮できる環境の実現

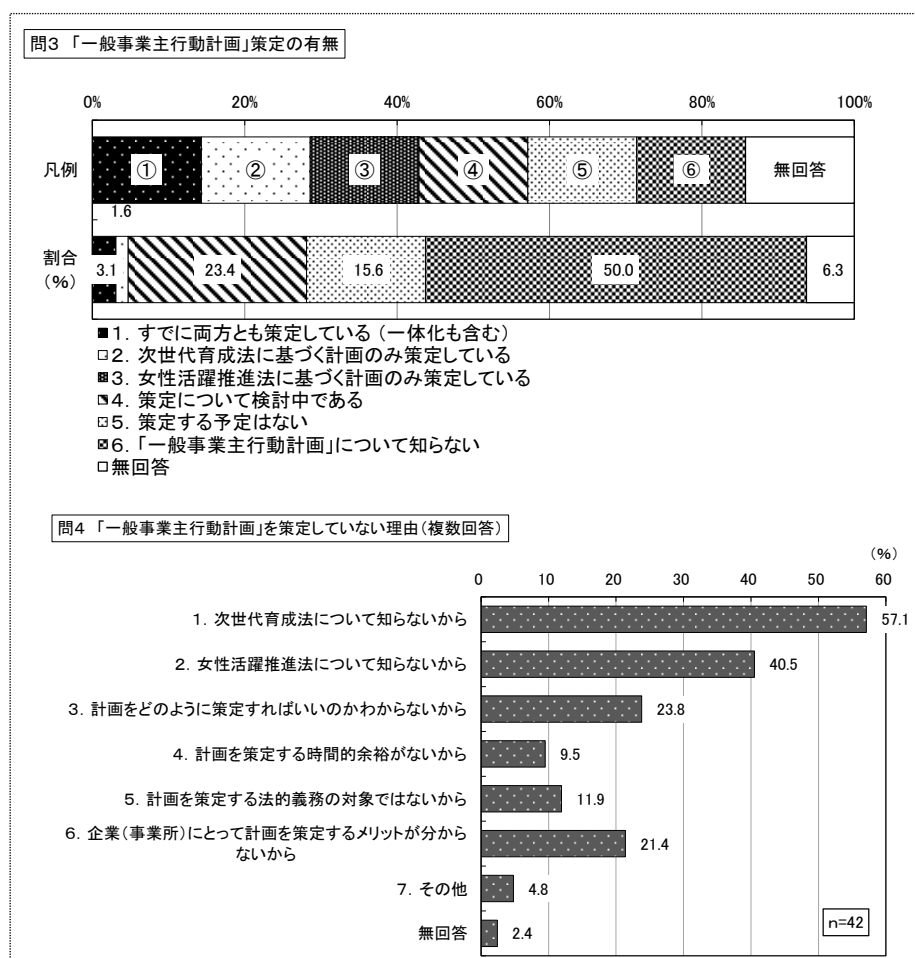
(1) 職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

2015（平成27）年8月に制定された「女性活躍推進法」により、これまで家庭の都合により退職せざるを得ないことが多かった女性が職業生活と家庭生活を両立できるよう、必要な環境整備や支援等に国をあげて取り組むという方針が示されています。これにより、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主は、女性の活躍に関する状況の把握や改善点の分析及びそれに対する取り組み内容、目標値等を盛り込んだ事業主行動計画の策定が義務付けられるなど、女性が活躍するための環境整備の推進が求められています。

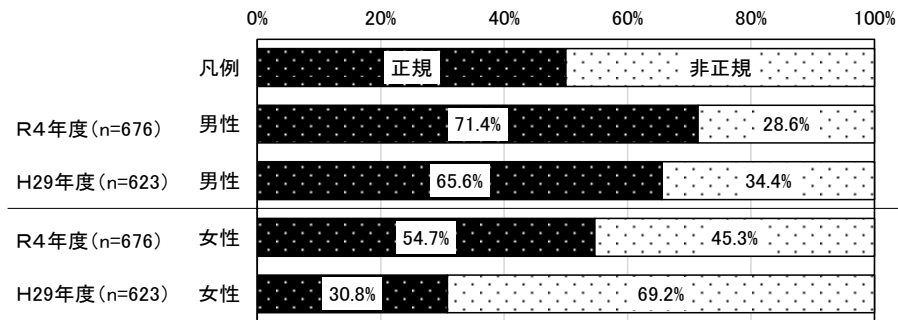
本市で行った事業所意識調査（2022（令和4）年度）では、一般事業主行動計画の策定率は4.7%と1割未満に留まっています。策定していない理由としては、根拠となる法律について知らないことが多くみられます。

なお、前回の事業所意識調査（2017（平成29）年度）では女性の正社員率が約3割（30.8%）にとどまっていたが、今回調査では5割強（54.7%）と大幅に増加しており、市内事業所において正社員としての女性の雇用が一定程度進んでいるとみられます。



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査（2022年度）

男女の雇用別構成比



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
9.	<p>男女均等な雇用機会と待遇の確保</p> <p>商工会等の関係機関と連携のもと、企業等に対して、男女雇用機会均等法や労働基準法などの労働関係の法規やその関連制度の周知を行います。男女雇用機会均等月間（6月）において、男女雇用機会均等に関する広報を行い、均等な雇用機会や待遇の確保等を促進します。</p> <p>また、パートタイム労働法等*の周知を徹底し、非正規労働者の労働条件の向上を図ります。</p>	観光商工課
10.	<p>働きやすい職場づくりと積極的改善措置の推進</p> <p>女性がスキルアップを図り活躍できるよう、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*の導入について、関係機関との連携のもと、事業主に働きかけます。取組みを進める企業を紹介するなど、企業の積極的な取組みを支援します。</p>	観光商工課
11.	<p>女性の就労・再就職支援及び起業支援のための各種相談や情報提供</p> <p>県が主催する女性向け職業訓練講座や起業講座への参加促進を図るとともに、女性の再就職支援に向けた各種相談や情報提供を行い、女性の再就職を支援します。</p>	観光商工課 こども相談課
12.	<p>市職員に対する周知及び理解の促進</p> <p>南城市特定事業主行動計画に関する周知を行い、性差などに関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を自覚し認識を改めることで、市職員における男女共同参画に関する理解を促進します。</p>	総務課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

就労は経済的自立の手段として不可欠であるとともに、自らの能力を高めていくという意味で自己実現のための大切な手段です。働きたい人が性別を問わずその能力を十分に発揮でき、安心して働き続けていくことのできる環境づくりを行っていくことが重要です。この間、「男女雇用機会均等法」や「パートタイム労働法」等、法制面での充実が図られてきたことにより、女性の社会進出が進んでいます。

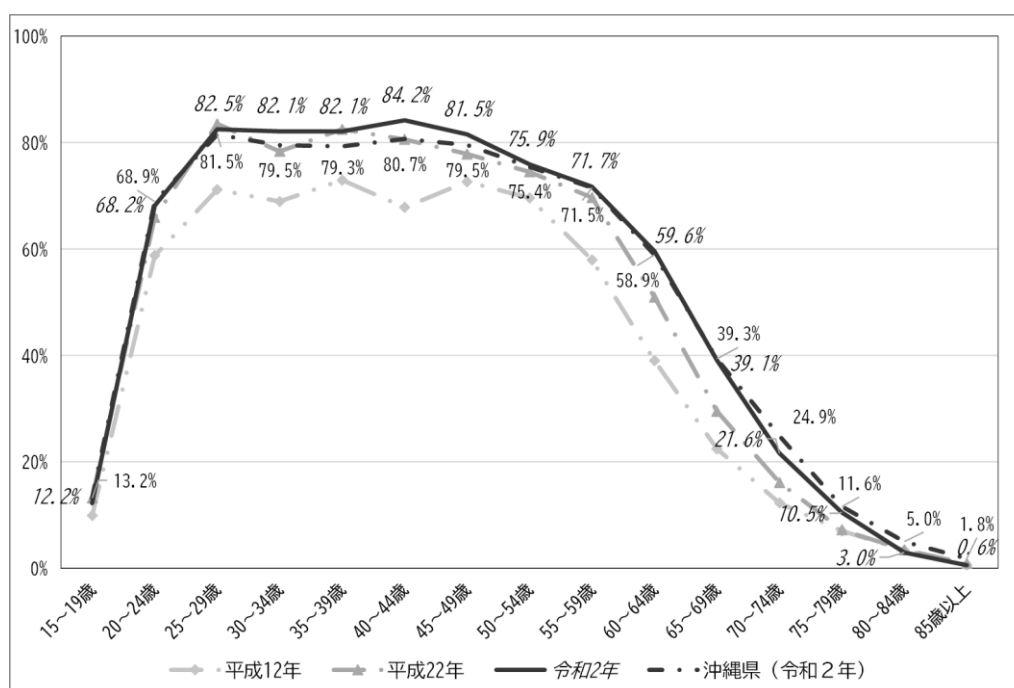
本市における女性の就業率を年齢階級別にみると、幅広い年代で沖縄県の就業率よりも高く、25歳から59歳まで7～8割の女性が就業していることが分かります。

本市で行った事業所意識調査（2022（令和4）年度）によると、産前・産後休業や育児・介護休業制度に関する社内規定について、法定の制度にもかかわらず、規定が「ない」とする回答が4割台となっています。

一方で、市民意識調査（2022（令和4）年度）において、各種休業の取得意向の「取得したい」の割合が、育児休業6割弱（57.8%）、産休5割強（53.4%）、介護休業7割強（71.6%）となっています。ただ、現在の職場環境で育児・介護休業を「取得できるとは思わない」とする回答が3割強（34.8%）あることから、取得したくてもできない状況があることがうかがえます。

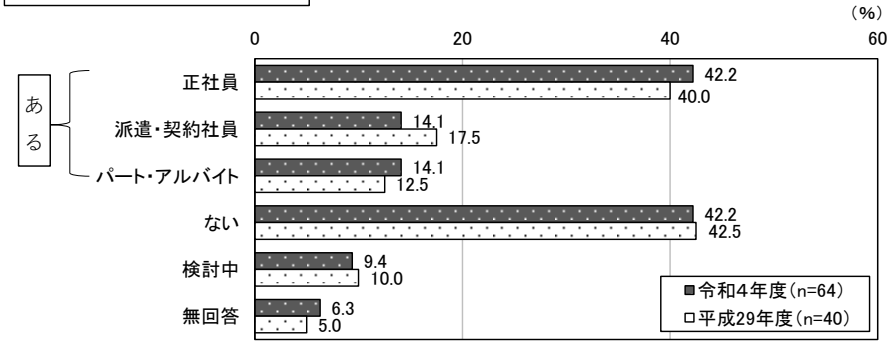
こうした状況を改善するためには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発及び男女共同参画の視点にたった働き方の見直しの促進、安心して出産・育児のできる環境の整備促進、男性の各種休業取得を含めた家事・育児・介護など家庭生活への参加促進に努める必要があります。

■本市と沖縄県における女性の年齢階級別就業率

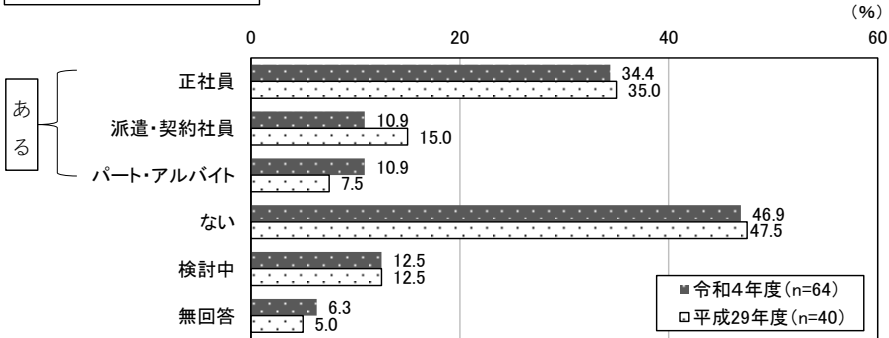


出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）

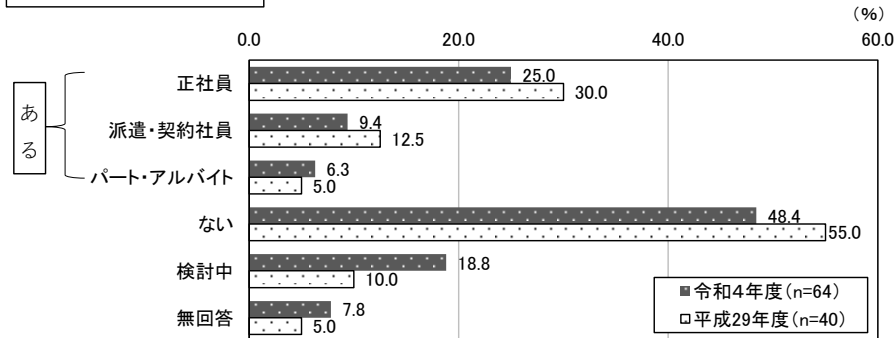
ア) 産前・産後休業制度(複数回答)



イ) 育児休業制度(複数回答)

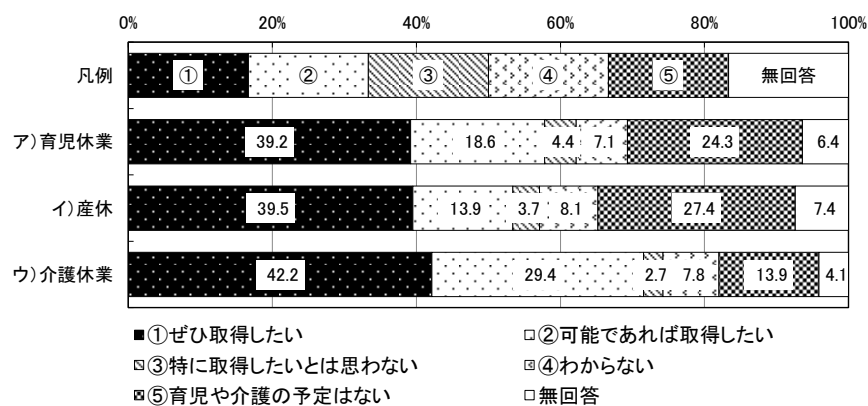


ウ) 介護休業制度(複数回答)

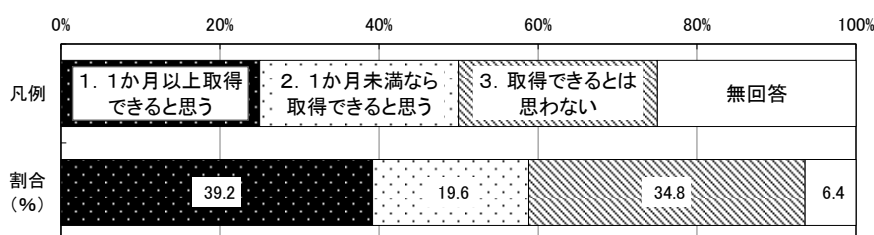


出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する事業所意識調査（2022年度）

問7 育児休業・介護休業の取得の希望(n=296)



問8 現在の職場環境で1か月以上の育児休業・介護休業を取得(n=296)



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
13.	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 「仕事と家庭を考える月間」（10月）などにあわせて、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指すワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発に取り組みます。	まちづくり推進課 観光商工課
14.	男女共同参画の視点にたった多様な働き方の促進 フレックスタイム*制度や短時間正社員制度の導入促進等、多様な働き方の普及啓発を行うことで、残業や長時間労働などが多い男性の働き方を見直し、育児・介護休業の取得率アップを促進します。 また、市役所における男性職員の育児・介護休業等の取得を推進するほか、職員の休業取得やワーク・ライフ・バランスの実現を支援するために、多様な働き方を可能とする休業制度等の周知を行います。	観光商工課 総務課
15.	安心して子育てができるサービスの充実 子どもの健やかな成長と育児を支援するため、乳幼児健康診査、相談、訪問など、母子保健サービスを充実します。また、子育て相談や保育サービス、放課後児童（学童）クラブ、ファミリーサポートセンター等の利用を促進します。 また、働く女性が安心して妊娠・出産がむかえられ、産後も働き続けることができるよう、各種法律や制度の周知を図り、利用を促進します。	健康増進課 こども相談課 こども保育課 観光商工課
16.	男性の家事・育児・介護など家庭生活への参加促進 家事や育児・介護などを夫婦がともに支え合いながら行うものとして捉え、家事分担に役立つ学習の機会（料理教室等）の充実を図るとともに、夫婦で参加できるような仕組みづくりに努めます。 また、男性の家事や育児、介護に対する認識を高めるための広報や事業を行います。	生涯学習課 まちづくり推進課
17.	子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業の情報発信 くるみん企業*、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業*の認定を促すとともに、子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業を広報等で情報発信し、取組みを促進します。	まちづくり推進課



(3) 行政や各種審議会等への女性の積極的登用

【現状と課題】

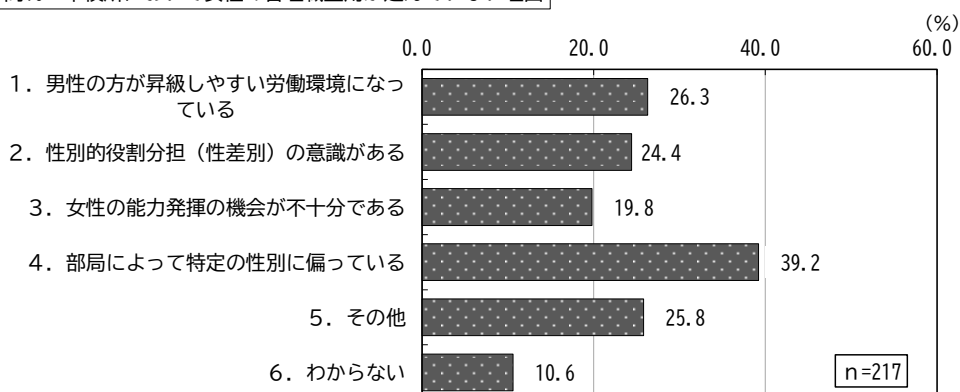
本市の審議会等の女性の登用率 35.3%（2022（令和4）年4月現在）は、「第二次南城市男女共同参画行動計画」で掲げた目標値（35%）を達成し、政策・意思決定過程への女性の参画が進んできています。他方で、「南城市特定事業主行動計画」（2021（令和3）年4月策定）によると、部長級・課長級の管理職登用率は 10.9%と目標値（20%）に届いていないため、依然として登用率は低い状況にあると言えます。

今回実施した市職員意識調査の結果によると、「市役所において女性の管理職登用が進んでいない理由」として「女性自身が望んでいないから」とする自由回答が一定数みられました。一方で、女性職員が昇任を希望しない理由として2人に1人が「仕事と家庭等の両立が難しくなる」ことを挙げており、女性が昇任を望まない背景に家事負担の重さがあることが考えられます。

多様な人材が意思決定の場に参加できるようにしていくために、まずはこれまで「女性だから」という理由で敬遠あるいは消極的になっていた女性の管理職登用を意識的に進めることが求められます。「女性だから」家庭責任を負う必要がある、「男性だから」家族を養う必要があるなどといった、従来の性別役割分業のままでは、多様な視点でまちづくりに取り組むことはできません。

男女共同参画を実現していくためにも、市における女性の管理職登用をはじめ、企業・団体等に向けた女性リーダーの育成と女性のネットワークづくりを支援するための研修を推進する必要があります。

問10 市役所において女性の管理職登用が進んでいない理由



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市職員意識調査（2022年度）

■男女別管理職への昇任に消極的な理由（市職員意識調査の結果より）

	男性（n=29）	女性（n=58）
1位	管理職をする自信がない（41.4%）	管理職をする自信がない（75.9%）
2位	過度な責任を負いたくない（41.4%）	過度な責任を負いたくない（51.7%）
3位	自分のやりたい仕事ができなくなる（27.6%）	仕事と家庭等の両立が難しくなる（50.0%）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
18.	各種審議会、委員会などへの女性の登用 市の政策・方針決定のために開催する審議会や委員会などにおいて、男女等の多角的な視点をまちづくりへ反映させるため、引き続き委員への女性登用を積極的に行います。	全課
19.	市における女性職員の積極的登用 従来の性別役割分業を見直し男女共同参画を実現するため、女性管理職・係長等の登用を積極的に行います。	総務課
20.	女性職員のさらなる能力開発と職域の拡大 女性職員のさらなる能力開発のため、各種研修への参加機会を充実するとともに、職域を拡大する配置等が行えるよう環境づくりに取り組みます。	総務課

(4) まちづくりへの女性の参画促進

【現状と課題】

まちづくりにおける方針を決定する場に女性の参画が少なかったのと同様に、地域組織等でもこれまで女性の参画は十分でない状況が見受けられます。地域でも多様な視点でまちづくりに取り組むことが必要です。そのため、自治会役員や各種団体の役員等、地域運営でも女性の参画が重要です。なお、2022（令和4）年現在、市内70自治会のうち12の区または自治会で女性が区長や自治会長となっています。

本市で行った市民意識調査（2022（令和4）年度）によると、4割強（44.7%）の女性は地域社会における団体へ参加しておらず、なかでも自治会活動への参加率が男性と比べて低くなっています。参加している団体で感じる意識や役割分担については、「男女の役割分担の差はあまりない」と回答している方が多い一方で、男性では役員の性別に偏りがあるとする回答が比較的多く、女性では男女で役割が異なるとする回答が比較的多くなっています。

このような状況を踏まえ、これまで反映されにくかった女性の視点もまちづくりに活かし、地域社会において男女共同参画社会を推進するために、自治会や各種団体等への女性役員の積極的登用の促進を図るとともに、地域での学習の促進や研修成果を発信する機会の確保に取り組む必要があります。

上段:実数 下段横:%	合計	問21 地域社会で参加している団体											無回答	
		1. 自治会	2. 青年会・婦人会・老人会など	3. PTAなど学校関係の団体	4. 商工会・農協など同業者の団体	5. 労働組合	6. ボランティアサークル・団体	7. 趣味・習い事・スポーツなどのサークル	8. 宗教団体・政治団体	9. 模合	10. その他	11. 参加していない団体		
全体	383	116	30	57	16	10	22	70	14	67	5	158	5	
	—	30.3	7.8	14.9	4.2	2.6	5.7	18.3	3.7	17.5	1.3	41.3	1.3	
性別	男性	131	48	12	21	8	6	8	25	3	30	2	47	1
		—	36.6	9.2	16.0	6.1	4.6	6.1	19.1	2.3	22.9	1.5	35.9	0.8
女性	246	67	18	35	7	4	13	43	11	37	2	110	4	
	—	27.2	7.3	14.2	2.8	1.6	5.3	17.5	4.5	15.0	0.8	44.7	1.6	

出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

上段:実数 下段横:%	合計	問22 参加している団体で感じる意識や役割分担						無回答
		1. 「男尊女卑」や「女より男が責任ある立場につく」という意識が強い	2. 役員が、男性または女性に偏っている（女性会などは除く）	3. 行事の企画や指示は男性、準備や片付けは女性が多	4. 団体の総会・定例会など、会合には男性が多く出席する	5. その他	6. 男女の役割分担の差はあまりない	
全体	220	29	47	44	57	14	96	14
	—	13.2	21.4	20.0	25.9	6.4	43.6	6.4
性別	男性	83	11	25	10	25	35	5
		—	13.3	30.1	12.0	30.1	7.2	42.2
女性	132	18	20	34	31	7	60	8
	—	13.6	15.2	25.8	23.5	5.3	45.5	6.1

出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
21.	自治会や各種団体等、役員への女性の積極的参加の促進 社会組織、地域社会において男女共同参画社会を推進するため、自治会や各種団体等への女性役員の積極的登用を促進します。	全課
22.	各種団体などへの学習の促進 自治会、老人クラブ連合会や女性会、青年連合会などの団体が開催する講演会や勉強会などのテーマに男女共同参画を取り扱ってもらえるよう働きかけます。	まちづくり推進課
23.	女性リーダーの育成と研修成果の発信 女性リーダーの育成・確保に向けて、国立女性教育会館主催の研修、「女性の翼」など研修への参加を促進します。研修の成果を「なんじょう輝きフェスタ」など推進活動で報告できるよう機会の確保に努めます。	まちづくり推進課
24.	女性団体連絡協議会（仮称）の設置促進 男女共同参画を推進する団体への積極的な情報提供や学習機会を確保するなど、活動の活性化と女性のネットワーク化を促進するため、女性団体連絡協議会（仮称）の設置促進に努めます。	まちづくり推進課



(5) 活力ある農漁村の実現に向けた取組みの充実

【現状と課題】

本市においては、農漁業が重要な地場産業となっています。豊かな自然環境を活かしつつ、地域の活性化を図るためにも、農漁業の振興を図ることは本市の重要な取組みの一つです。

2021（令和3）年度時点で、市内の家族経営協定*の締結戸数は51戸となっています。しかし、家族経営協定の重要性が十分に認知されていないため、農業経営において男女が対等な立場で協力する労働環境づくりのために、協定の締結が重要であることを周知する必要があります。

また、これまでに南城市農業女子フォーラムを開催して女性農業者の交流促進や、新規就農を検討する方への相談対応や情報提供を実施しました。今後も女性が積極的に就農できるよう、交流及び活躍できる環境づくりが必要です。

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
25.	家族経営協定締結の普及促進 農家の家族経営でも、地位及び役割の明確化を図り、労働時間や就業条件のルールを文書で定めるなど、適正な評価のもとで快適な労働環境が確保できるよう、家族経営協定の普及促進に努めます。また、家族経営協定の目的や意義、作成方法などについて市ホームページ等で周知します。	産業振興課
26.	女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グループの育成 商工会女性部おもてなし交流事業や商工会女性部員研修会で得た内容を他の女性グループと交流しながら共有するほか、視察研修による資質向上や地域活動に資する事業の実施に努めます。また、特産品開発や他団体等との交流事業において、農漁村生活研究会を積極的に活用するほか、女性の参画を支援し小規模農家や女性農家の活動の場づくりを行います。	観光商工課 産業振興課

基本方針3 すべての市民が安心して暮らせるまちの実現

(1) 人権と多様な性を尊重する社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法に男女の人権の尊重が掲げられているように、性別や年齢等にかかわらず、私たち一人ひとりの人権が尊重されることが何より大切です。人権には、人間らしく生きていくための基本的な自由と権利があります。

男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

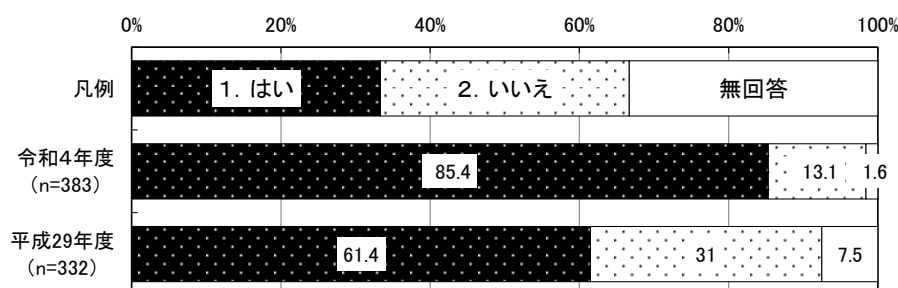
本市ではこれまで、パネル展や人権教室の開催等、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を行ってきました。引き続き広報・周知活動を進めていく必要があります。

近年、SNSなどの情報共有ツールの発達、スマートフォンをはじめとする情報通信端末の普及などにより、情報発信や収集などの利便性が増しています。一方で、性の情報の氾濫^{ほんらん}やSNSによる児童生徒同士でのいじめ等、メディアによる人権侵害の危険性が増しています。情報通信技術が発達していく中、メディア等の情報を主体的に読み解き、活用する能力を養っていく必要があります。

また、LGBTQ*等をはじめとする性的少数者の方々の権利擁護も重要です。LGBTQという言葉への認知度は高まっている一方で、社会全体ではいまだ性的少数者に対する誤解や偏見がみられるため、性的少数者のカップルに対するパートナーシップ制度の導入に向けて意識啓発を図る必要があります。様々な社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、メディアや刊行物における人権侵害の防止など、多様性を認め合う社会の実現に向けた対応が求められています。

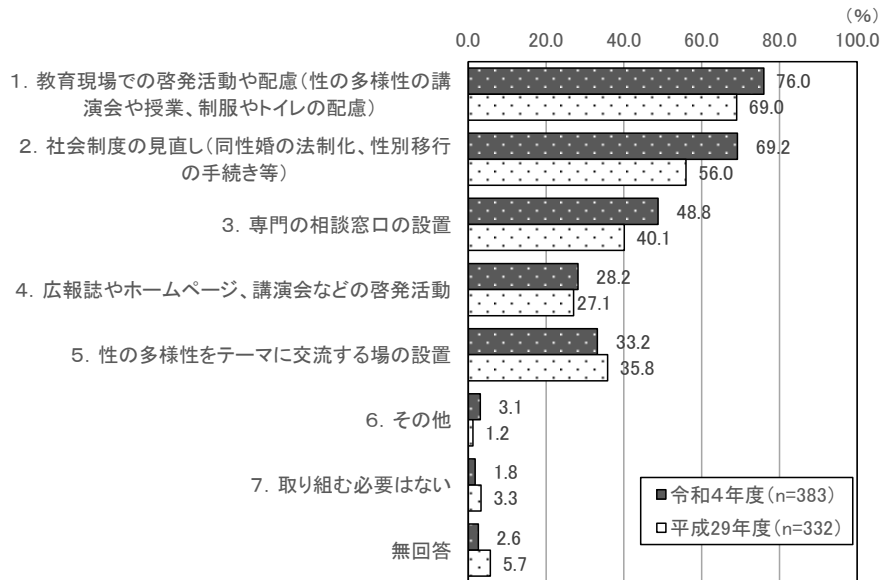
男女共同参画を推進するための基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続き多様な機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていくことが必要です。

問32 LGBT(LGBTQ)という言葉を知っているか



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

問34 性の多様性を認め合う社会をつくるために必要だと思う取組み



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
27.	<p>人権尊重の意識啓発</p> <p>「人権週間」での展示パネル等の周知活動やパンフレットの配布等各種広報・啓発活動を行います。</p> <p>また、道徳科などを活用し、学校教育における人権教育を進めます。あわせて、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（文部科学省）などを参考に、教職員に対する人権に関する研修の実施に努めます。</p>	生活環境課 教育指導課
28.	<p>人権・行政相談の充実</p> <p>人権擁護委員・行政相談委員による「特設人権・行政合同相談所」を引き続き開設し、性による差別を含む人権侵害をはじめ、市民の相談等を受け付け、人権問題の解決に努めます。</p> <p>また、関係機関との連携による相談対応により適切な対応に努めます。</p>	生活環境課
29.	<p>メディア・リテラシーの推進</p> <p>市広報などを通じて広く市民にメディア・リテラシー*に関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止を図ります。</p> <p>氾濫する情報を主体的に読み解き、活用する能力を育成するため、児童生徒への情報教育の推進や保護者との連携によるSNSの使い方の啓発等に取り組めます。</p>	生活環境課 教育指導課
30.	<p>多様な性のあり方に関する意識啓発</p> <p>多様な性のあり方を尊重し、偏見や差別のないまちづくりのため、パートナーシップ制度を導入するほか、多様な機会や情報媒体を通して意識啓発を図ります。</p>	まちづくり推進課

(2) あらゆる暴力を許さない社会づくり

【現状と課題】

暴力は人権を著しく侵害するものであり、その対象が誰であれ、また加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

本市では、障がい者や高齢者に対する虐待の通報を受付・対応できる体制を整えています。平日の日中には市の担当部署のほか、高齢や障がい分野の委託事業所が、夜間や休日にはそれぞれの委託事業所が受付・対応しており、あわせて24時間365日体制を整備しています。

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
31.	あらゆる暴力を防止し根絶するための意識啓発 パートナー等への暴力や児童、高齢者、障がい者等への虐待のほか、いじめをなくし、市民の人権が守られるよう、市の広報誌や市ホームページ、講演会等の多様な媒体や機会を活用した意識啓発をはじめ、各種健診等のあらゆる機会を活用した意識啓発等を図ります。	こども相談課 生きがい推進課 まちづくり推進課 健康増進課 教育指導課 地域包括支援センター
32.	児童虐待への適切な対応 「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている児童相談所への通告義務について市民へ広く周知し、早期発見・早期対応を促します。 また、各種健診や保育所、幼稚園、学校等において、虐待の早期発見と関係機関への情報提供を行います。	こども相談課 教育指導課 健康増進課 生きがい推進課
33.	高齢者、障がい者等への暴力（虐待等）への適切な対応 高齢者や障がい者等への暴力（虐待等）に対しては各種計画に基づき、権利擁護をはじめ、見守り、相談等の支援を行います。 また、虐待にあった市民の情報が漏えいしないよう、被虐待者情報の取扱いに注意し、情報保護の徹底を図ります。	地域包括支援センター 生きがい推進課
34.	ハラスメントの防止に向けた意識啓発 家庭や職場をはじめ、スポーツなど生活の様々な場面で起こりうるハラスメントについて、防止に向けた意識啓発を行います。 また、事業主に対し、男女雇用機会均等法などにおけるハラスメント対策の義務の周知を行うなど、ハラスメント防止を促進します。	まちづくり推進課 観光商工課 生涯学習課 総務課

■困ったときの相談窓口一覧

①身近な相談窓口

2023（令和5）年1月現在

相談機関	電話番号	相談内容
法律相談	917-5378 (総務課)	日常生活上の法律問題に関する相談 ※要予約
行政相談	917-5318 (生活環境課)	行政の仕事に対する意見、要望 ※6・10・12月を除く第三木曜日
人権相談		学校・職場・家庭など身近な人権問題
消費生活相談		暮らしの中の消費生活問題、借金や多重債務に関する相談 ※毎週火曜日
沖縄県消費生活センター	863-9214	消費生活全般に関する苦情や問い合わせ
消費者ホットライン（全国共通）	188(いやや)	

②DV、虐待、子育て等に関する相談

2023（令和5）年1月現在

相談機関	電話番号	相談内容
女性相談	917-5212 (子育て支援課*)	DVや女性の悩みに関する相談
家庭児童相談室		しつけ、虐待、不登校、非行、子育てに関する悩み相談
沖縄県配偶者暴力（DV）相談支援センター	854-1172	DVに関する相談、ストーカー行為*の相談 ※緊急の場合は警察へ
沖縄県中央児童相談所	886-2900	子育てに関するあらゆる相談、児童虐待に関する相談・通報
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 (いちはやく)	虐待かと思ったとき

※2023（令和5）年4月より、子育て支援課はこども保育課とこども相談課に再編されます。

③高齢者、障がい者（児）等に関する相談

2023（令和5）年1月現在

相談機関	電話番号	相談内容
高齢者相談窓口	基幹型 917-5489 (生きがい推進課) 西地区 987-6669(平日) 946-2051(夜間・休日) 東地区 988-0638	高齢者の医療・介護・保健・福祉・虐待に関する相談 西地区：地域型センター東雲の丘 東地区：地域型センターしらゆり
障害者虐待防止センター	917-5341 (生きがい推進課) 946-7177 (夜間・休日)	障がい者（児）の虐待に関する相談 夜間・休日は社会福祉法人ニライカナイ『 <small>こうせいむら</small> 鶺鴒の叢』が受付
南城市地域活動支援センター (障がい者相談窓口)	880-0576 (野の花)	障がい者（児）の生活上の困りごと全般の相談支援

(3) 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

すべての市民が生涯にわたり、いきいきと自らの個性や能力を発揮しながら充実した生活を送るためには、心身ともに健康であることが大切です。そのため、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯を通じて体の変化や健康上の問題に直面することがあります。妊娠や出産は女性の心身とその人生設計に大きく影響していくことから、女性自身の自己決定が十分に尊重され、的確な自己管理を行えるよう支援していくことが重要です。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*」（性と生殖に関する健康と権利）は、このような視点に立った概念であり、次世代へ生命を引き継ぐための重要な役割を担う母性機能の重要性や「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」についての理解を促進するとともに、労働の場などにおいて妊娠・出産に関する女性の健康が守られるよう取り組んでいく必要があります。

本市においては、各種計画に基づき、健康寿命の延伸や生活習慣病予防などに取り組み、ライフステージに応じた健康づくりを進めています。

近年では、ストレスや心の健康などの課題も多くなっています。また、従来は女性特有の症状と思われてきた更年期障害について、男性にも症状が現れることが分かってきています。性差やジェンダー（社会的・文化的性差）を考慮した健康づくりを支援していくことは女性のみならず、男性にとっても自身の性の特性を踏まえた疾病予防や心のケアなどにもつながるとされています。

そのため、誰もが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、互いの身体的特徴を理解し合い、市民が心身の健康に関して正しい知識や情報を得て、健康づくりが主体的に行えるよう、生涯を通じた健康支援が必要です。

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
35.	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重 妊娠や出産に対し、女性自身の自己決定が十分に尊重され、自己管理が行えるようリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方について市民に広く情報を提供します。母子健康手帳の交付時などでもその周知に努めます。	健康増進課
36.	発達段階に応じた性教育の機会の確保 児童生徒が男女の性の違いに関する学習などを通じて、性別にかかわらず個人を尊重する気持ちを育てるために、児童生徒に対して性に関する教育の機会を確保します。	まちづくり推進課 教育指導課 健康増進課

No.	事業	担当部署
37.	性差／ジェンダーに応じた健康づくりの支援 性別によってかかりやすい病気や抱えやすい健康リスクが異なることから、性差に応じた各種健（検）診等を実施するとともに、受診勧奨を行います。あわせて、乳幼児期から良い生活習慣を身につけるため、ライフサイクル*にあわせた食育や各種健康づくりを推進します。	健康増進課 教育総務課
38.	妊娠から子育て期までの一貫した母子保健サービスの推進 妊婦健診やハイリスク妊婦継続支援、乳幼児向け健診、各種予防接種、子ども医療費助成などの充実を図り、母子の健康維持・増進を支援します。また、関係機関と連携し、妊産婦が働くためのサポート体制に関する基準を設けている労働基準法などの周知や相談支援を行います。 こんにちは赤ちゃん事業の訪問等を通して困り事の把握や助言を行い、必要に応じて関連課と連携しサービスの提供など支援をしていきます。	健康増進課 こども相談課
39.	不妊に関する相談支援の充実 不妊等に悩む夫婦に対して、情報提供や専門相談の窓口を紹介するなどの支援を行います。	健康増進課



(4) 安心して暮らせる地域づくり

【現状と課題】

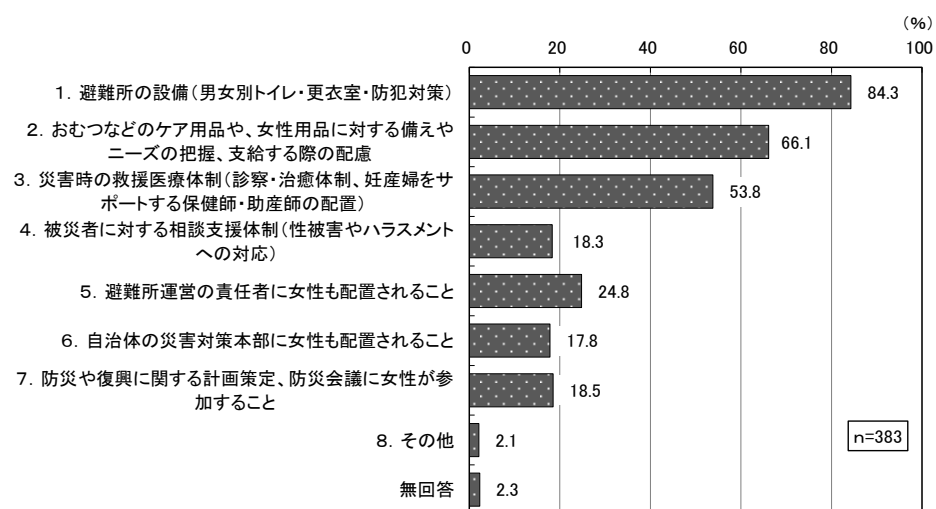
これまでの経済情勢により、雇用・就業の変化が影響し、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭がみられます。特にひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかがすべてを担う必要があり、子育て等で不安や負担が大きくなっていることから、ひとり親家庭の生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の状況に応じた支援が必要です。

災害時においては、女性や高齢者、障がい者に対して、十分な支援や配慮を受けられない状況に置かれやすいことが、全国で災害が相次ぐなか浮き彫りとなっています。地域における住民等の多種多様な意見を反映した防災・減災対策に取り組む必要があります。

晩婚化や晩産化にともない、高齢者等の介護と子育てが重なるダブルケア問題は社会全体に波及しており、2016（平成28）年度の内閣府委託調査によると、全国で25.3万人いると推計され、そのうち女性が16.8万人、男性が8.5万人となっています。また、同居の主たる介護者の推移をみると、1998年から2016年の間に女性介護者（子の配偶者、妻、娘）の割合は69.5%から63.6%に、男性介護者（夫、息子）の割合は17.7%から32.8%となっています。

育児や介護の過重な負担は就業のみならず、様々な社会活動に参加できる機会を制限していると言え、地域や社会、家庭における性別役割分担意識の解消に取り組む必要があります。

問23 防災や災害復興において、男女の性別に配慮して取り組むべきこと



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
40.	<p>ひとり親家庭への支援</p> <p>さまざまな課題を抱えたひとり親家庭の相談に対応し、相談ニーズに沿った支援を行います。ハローワークと連携した就労支援をはじめ、ひとり親家庭の母及び父に対して、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進費事業等の利用を促進します。</p>	こども相談課
41.	<p>防災・減災対策の促進</p> <p>災害から受ける影響や避難生活で求めることに違いが生じることを考慮し、防災計画に多種多様な意見を反映させるなど、男女共同参画の視点にたった防災対策や減災対策に努め、自主防災組織づくりを促進します。</p>	<p>総務課 まちづくり推進課</p>
42.	<p>高齢者及び障がい者に対するサービスの充実と生きがいづくりの支援</p> <p>高齢者や障がい者ができる限り自立した生活を送ることができるよう、各計画に基づきサービスの充実を図ります。また、家族介護者が介護疲れや介護離職に至らないよう相談支援を行います。</p> <p>あわせて、高齢者や障がい者の孤立防止のため、生きがいづくり、社会参加を支援します。</p>	<p>地域包括支援センター 生きがい推進課</p>



基本方針4 平和で自然と文化が調和するまちの実現

(1) 平和な社会づくりのための学習及び交流の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の基本的な条件として、「平和と安心の中で自らの幸せを追求し、個人の尊厳が保たれる」ことがあげられます。その個人の尊厳や安心を脅かす最たるものが「戦争」です。本県は先の大戦において甚大な被害を受けました。今もなお世界各地では戦争や紛争が繰り返されており、多くの男性が動員され、たくさんの女性や子どもが巻き込まれ、犠牲となっています。一刻も早く戦争がなくなるよう、過去の痛ましい経験を教訓とし、次世代へ繋げる平和な社会づくり、世界平和に貢献することが求められています。

本市、玉城地域の系数アブチラガマは沖縄戦の歴史を伝える貴重な戦跡であり、全国からも平和を学ぶ場として人々が訪れています。今後とも戦跡の保全をしながら戦争の惨禍を次世代に伝えるとともに、平和の構築に向けた取組みを進めていく必要があります。

本市における男女共同参画社会の形成や推進に向けて、国内の動向だけでなく、国際的な動向にも注視し、世界のジェンダー（社会的・文化的性差）構造を取り巻く現状や文化・習慣の違いの理解を深めるための異文化理解の促進など、国際性豊かな人材の育成が求められています。

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
43.	<p>市民への多様な平和教育・平和学習の推進</p> <p>市史や旧町村史、『南城市の沖縄戦』、なんじょうデジタルアーカイブ (https://nanjo-archive.jp/)、系数アブチラガマのホームページ (https://abuchiragama.com/) などを活用することで、沖縄戦の経験と出来事を、子ども達をはじめ広く市民に伝えていきます。あわせて、アブチラガマのガイドが今後も継続して行えるよう、必要に応じて支援を検討・実施します。</p> <p>また、市民一人ひとりの心が平和になることを目指し、市の広報などを通じて互いを助け合う「ハートのまち」のコンセプトを市内外に発信します。</p>	<p>観光商工課 文化課 まちづくり推進課</p>
44.	<p>異文化理解や国際交流等の推進</p> <p>市内在住の中学生、高校生の国際交流派遣事業や小学生の国内外交流事業を実施することで、異なる文化に対する先入観や偏見を取り除き、心の豊かさや国際感覚、異文化を認め合うことなどを目的に各事業を継続して実施します。</p> <p>また、「海外移住者子弟研修受入事業」を通じて海外から訪れる方々に、ジェンダー（社会的・文化的性差）に関する自国の状況を紹介してもらうなど、国際的な動向を理解する機会づくりに努めます。</p>	<p>生涯学習課 まちづくり推進課</p>

(2) 男女共同参画による文化活動の推進

【現状と課題】

琉球・沖縄文化の特徴として、門中を支える父系血縁を重んじる考えと祭祀の場面で発揮されてきた女性の霊的な力があります。南城市においても、各家庭、各門中で清明祭やお盆など父系血縁を大事にする位牌祭祀や、毎月のウチャトー（旧暦1日、15日に行うお供え）をはじめとする年中祭祀を女性たちが取り仕切っています。また、沖縄本島最高の聖地と呼ばれる斎場御嶽は明治以前まで男子禁制の聖域とされてきました。

こうした神事や史跡をはじめ、私たちの暮らしの中には女性・男性が明確に区分されている伝統文化も少なからずみられます。伝統文化は、地域の歴史や特徴を後世に伝える点で非常に重要であり、私たちの目指す男女共同参画はこうした伝統文化を否定しようというものではありません。

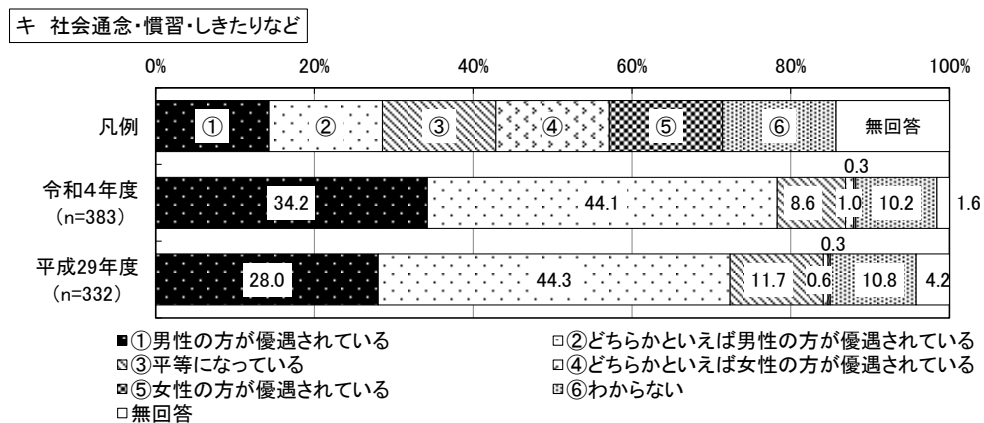
ただ、伝統文化の持つ意味や背景、考えなどをきちんと理解しておかなければ、「伝統だから」、「文化だから」と無意識のうちに性別で人々の生き方・考え方を固定化することに繋がりが、かつての男女の不平等がそのまま続いてしまう面があることも懸念されます。

本市で行った市民意識調査（2022（令和4）年度）をみると、社会通念・慣習・しきたりに関して『男性の方が優遇されている』（「どちらかといえば」含む）という回答が8割弱（78.3%）と、これまでの文化を継承しつつも見直していくべき点が少なくないことがうかがえます。

そのため、地域の伝統文化について、その意味や背景、考えも含めて丁寧に情報発信し、伝統文化の理解を深めてもらうとともに、情報発信を通じてジェンダー（社会的・文化的性差）について考えるきっかけとしていくなど、男女共同参画の視点に立った文化振興を図っていく必要があります。

また、伝統文化に固執することで男女の多様な参画機会を阻んだり、役割分担意識の固定化につながったりすることのないよう、柔軟な対応や工夫を促すなど、より良い方法で伝統文化の伝承と文化の創造を図っていくことが求められます。

加えて、戦後沖縄の復興など社会生活における女性たちの営みについて、関係部署の協力をあおぎながら編さんを進めていく必要があります。



出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
45.	<p>男女共同参画の視点にたった伝統文化の紹介、普及 聞得大君やノロといった女性の祭祀など伝統文化の背景や理由、考えなどについて、市民や来訪者が理解を深められるよう、市ホームページや図書館・公民館等での企画展の開催などにより“ジェンダーの視点に立った”文化の紹介・情報発信を図り、歴史を学ぶ機会の充実に努めます。</p>	まちづくり推進課 文化課 生涯学習課
46.	<p>伝統文化の伝承と文化の創造への参加機会の充実 誰もが活躍できるよう、伝統芸能文化の継承、また、新しい地域文化の創造への事業等に、女性をはじめ多様な年齢層の積極的な参画を促進します。また、各種団体に対するイベントの場の提供等に努めるなど、伝統芸能・地域文化活動の促進に努めます。</p>	まちづくり推進課 文化課
47.	<p>南城市の女性に関する歴史の研究と発行 男女共同参画の視点に立った資料の収集、調査・研究を行います。戦後沖縄の復興など社会生活における女性たちの営みについても調査・研究に努めます。刊行については、刊行計画に則って進めていきます。</p>	文化課

基本方針5 南城市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

(南城市 DV 防止基本計画)

(1) DVを防ぐ社会づくり

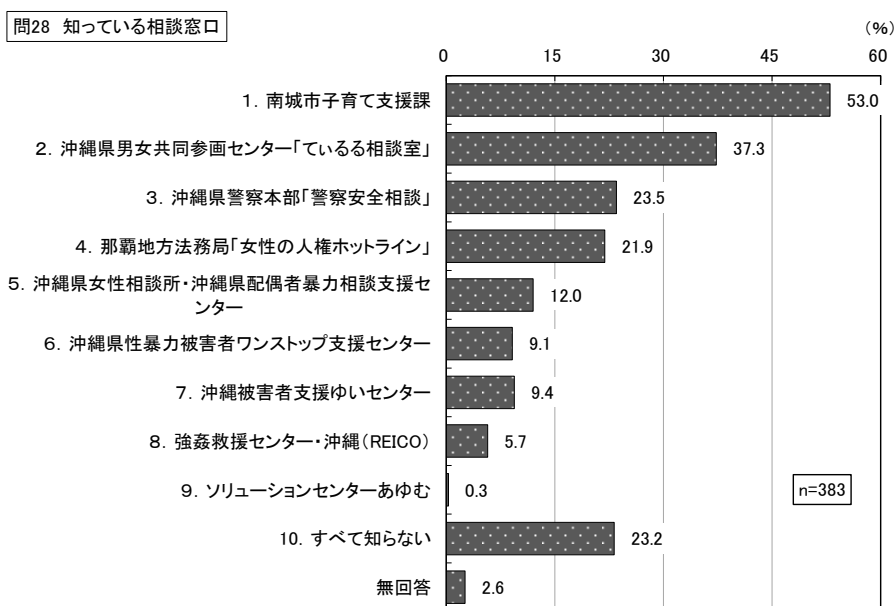
【現状と課題】

市民意識調査（2022（令和4）年度）では、配偶者や交際相手からの暴力について「直接見聞きした、または、相談を受けたことがある」と回答した方は、女性が15.0%、男性が9.2%となっています。DVに関して見聞きしたり相談されたりした場合には、各種相談窓口について紹介し、状況の改善につなげられるようにすることが重要です。

性暴力に関する相談窓口の認知度は1割前後と低い水準にとどまっており、約4人に1人が「すべて知らない」と回答していることから、更なる周知が求められています。

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
48.	DVに関する相談窓口や各種法律の周知 沖縄県女性相談所をはじめ、沖縄県中央児童相談所、警察署等の相談窓口の周知を図ります。あわせて、「DV防止法」や「ストーカー規制法*」等の周知を図ります。「DV防止法」に規定されている通報努力義務を市民へ広く周知し、早期発見を促します。	こども相談課 まちづくり推進課
49.	DVを根絶するための意識啓発 パートナー等への暴力をなくし、市民の人権が守られるよう、市の広報や市ホームページ、講演会等の多様な媒体や機会を活用した意識啓発をはじめ、あらゆる機会を活用した意識啓発等を図ります。	こども相談課 まちづくり推進課



(2) DV被害者等への支援

【現状と課題】

市民意識調査（2022（令和4）年度）では、配偶者等からなんらかの暴力を受けたことがあるのは女性246名のうち74名（30.1%）、男性131名のうち24名（18.3%）となっています。このように暴力を受けているにもかかわらず、「相談するほどの事ではないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」などの理由から相談できずにいる人もみられます。身体的暴力だけでなく、精神的、経済的な暴力もあり、これらが暴力であると気づかない場合があることから、潜在的な被害者はより多くいると考えられます。

女性相談の窓口においても、暴力に関する相談対応が毎年あることから、引き続き暴力に対する問題意識を高めるための啓発や相談窓口の周知など防止対策に取り組むとともに、被害者の保護や自立支援が必要です。このようなDV相談は複雑多岐にわたり、その対応も一様ではなく、相談者の視点に立った配慮が必要なことから、相談員はさらなる知識の習得や技術の向上を図る必要があります。また、自立支援の際にも多様な分野の相談対応が継続して行われる必要があるため、関係各課及び各種機関との連携が求められます。

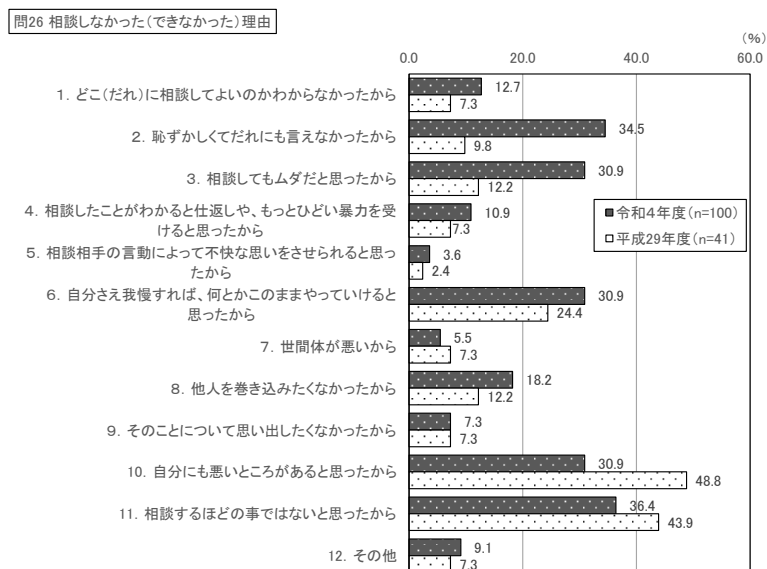
■男女別DV被害経験の状況（※）

	総数	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	全体
男性（人）	131	11	17	2	2	3	12	24
割合（％）	100.0	8.4	13.0	1.5	1.6	2.3	9.1	18.3
女性（人）	246	28	59	27	27	24	21	74
割合（％）	100.0	11.3	24.0	11.0	11.0	9.8	8.6	30.1

※以下のア～カについて、「1、2度あった」と及び「何度もあった」を合計した結果

- ア ながったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた
- イ 人格を否定するような暴言を受けた
- ウ あなた、もしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた
- エ 嫌がっているのに性的な行為を強要された、または、避妊に協力しないことがあった
- オ 生活費を渡さない、借金を強いることをされた
- カ 交友関係を細かく監視されたり、電話・メール・SNSをチェックされたりした

出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

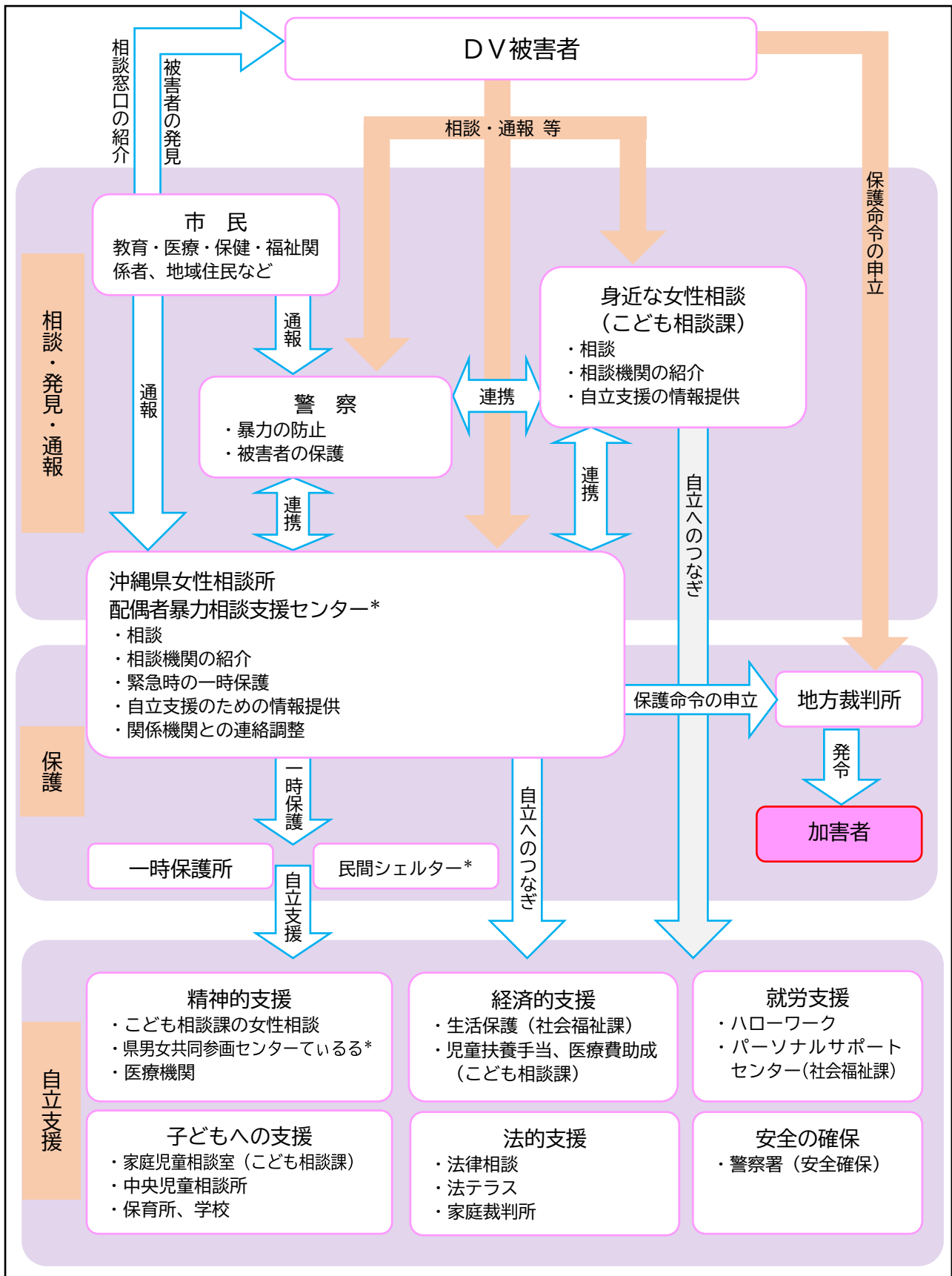


出典：南城市男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（2022年度）

■具体的な取組みの内容

No.	事業	担当部署
50.	<p>DVに対する相談支援体制の充実・強化</p> <p>市の相談窓口の相談員については、研修機会の確保や専門職の確保等により、相談員のさらなるスキルアップや支援体制の充実を図ります。</p>	<p>こども相談課 まちづくり推進課</p>
51.	<p>DVの早期発見及び早期対応の連携の充実</p> <p>要保護児童対策地域協議会をはじめ、民生委員・児童委員、PTA等の地域団体等と連携し、DVの被害者の早期発見に努め、支援機関へつなぐネットワーク体制の確立を図ります。</p>	<p>こども相談課 健康増進課 教育指導課</p>
52.	<p>DV等被害者情報の保護</p> <p>被害者を守るため、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を実施するとともに、庁内関係課において被害者情報の取扱いに注意し、情報保護の徹底を図ります。</p>	<p>市民課 生きがい推進課 こども相談課</p>
53.	<p>DV被害者の生活の再構築や自立支援の充実</p> <p>DVの被害者がひとり親となった場合には、生活保護等による経済的支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進費等による就労支援など、被害者の生活の再構築や自立支援を行います。</p>	<p>こども相談課 社会福祉課</p>

■ DV被害者支援の流れ



重点プロジェクト

計画を実効性のあるものとしていくため、以下を重点プロジェクトとして位置づけ、積極的に展開していくものとします。

◆南城市男女共同参画行動計画 重点プロジェクト

施策の方向
<p>1 なんじょう四間切輝きプラン及び条例、宣言等の周知（基本方針1）</p> <p>なんじょう四間切輝きプラン及び南城市男女共同参画推進条例、南城市男女共同参画都市宣言等の目標などについて、いろいろな年代にあわせてわかりやすく市民に周知し、男女共同参画の理解促進を図ります。</p>
<p>2 各種審議会、委員会などへの女性の登用（基本方針2）</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定への女性の参画拡大は重要です。市の審議会、委員会などの女性登用は目標値の35%に達する一方で、市女性管理職の割合は目標値の20%に達していないことから、多角的な視点を政策立案・意思決定に反映させるため、引き続き委員への女性登用及び女性の管理職登用を積極的に行います。</p> <p>また、職員が各種休業制度を取得しやすくなるよう、職場環境・職務意識の改善に努めるとともに管理職の意識改革を図ります。</p>
<p>3 人権と多様な性の尊重（基本方針3）</p> <p>次代を担う子どもたちが健やかに、その個性と能力を十分に発揮し、幼少期から互いを尊重し合う意識を育む人権教育等を進め、市民一人ひとりが性的指向や性自認の異なる人に対する偏見や差別をなくし、自分らしい人生を選択することができるまちづくりを目指し、様々な機会や情報媒体を通して意識啓発を図ります。</p>
<p>4 伝統文化の伝承と文化の創造への女性などの参加機会の充実（基本方針4）</p> <p>本市では伝統芸能の伝承、工芸、芸能等、伝統文化の復元復興、新しい文化の発信に取り組んでいます。これらの活動に男女共同参画の意識をもって幅の広い人材を活かし、女性をはじめ誰もがその担い手として活躍できるよう、一層の活動の充実や参加機会の創出を図ります。</p>
<p>5 配偶者等からの暴力（DV）対策の推進（基本方針5）</p> <p>配偶者等からの暴力（DV）は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為で男女共同参画社会の実現を阻害するものです。南城市DV防止基本計画に基づき、暴力を未然に防ぐための意識づくりを進めるとともに、被害者などが相談しやすく、適切な支援が受けられるよう関係機関とともに体制の強化に努めます。</p>

